

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻75号 94/11・12 <1部100円> 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL0797(32)1131
市芦反彈圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

審理日程 1994年12月26日(月) AM10～ 申立人(森村)反対尋問 (芦屋市役所東分庁舎2階)
1995年2月1日(水) AM10～ 申立人(小川)主・反対尋問

10/22 市芦反彈圧闘争8周年集会開催



も／く／じ

特集 10/22 市芦反彈圧闘争8周年集会

差別・選別教育を許さず、公平審闘争に勝利しよう……………市芦救援会事務局…………	2
教育とは何かを問い直す闘い……………市芦救援会会長 玉本 格…………	4
処分根拠を全面的に崩す申立人証言で処分の違法性は明白……………弁護士 村田 喬…………	5
教育現場に支援の輪を広げ、現場復帰をかちとろう！……………兵高教副委員長 川上 通夫…………	9
恋が芽ばえる闘争に……………市芦反彈圧闘争を支援する会 金山 健二…………	10
集会決議 高校全入の実現をめざし、不当処分撤回、現場復帰をかちとろう……………	11
私の生涯をやり動かす中学生のことば……………芦屋市民 井原 静江…………	12
活動日誌／冬季カンパのお願い／後記／8 集会雑感／11	

特集 10/22 市芦反彈圧闘争八周年集会

差別・選別教育を許さず 公平審闘争に勝利しよう

市芦救援会事務局

去る一〇月二三日、「市芦反彈圧闘争八周年集会・市芦救援会総会」を芦屋市民センターで開催しました。

来年夏には結審を迎え、勝利裁定をかちとっていくための集会として開かれました。

市芦公平審は、昨年夏から申立人証言がはじまり、まず鈴木先生から市芦教育の沿革と不当処分背景についての総論が証言されました。その後、次々と申立人が証言に立ち、処分の違法・不当性を明らかにしています。

処分者側寺内代理人は、処分根拠が全面的に崩されていく中で、悪質な審理引き延ばしのためだけの無内容な反対尋問をくり返しています。

集会は、兵高教市芦分会・市芦救援会主催、兵高教阪神支部・市芦反彈圧闘争を支援する会共催で持たれました。会場には、兵高教、芦教組等の教組や民間労組をはじめ、市民、卒業生等の支援の方々が多数参加されました。

この間の申立人証言に先立ち、長期にわたるきびしい討議をへて詳細な陳述書を準備してきた申立人、弁護団にとって、大きな励みとなる集会として成功裡に終えることができました。ここに支援の皆様方に対して厚く御礼を申し上げます。

集会冒頭に市芦救援会の玉本会長から、「働く者の権利を奪う不当な組合弾圧」「教育改革と称する生徒の切り捨て」を強行した芦屋市教育行政に対する怒りが表明されました。そして、不当処分撤回に向けた不退転の闘いの力強い訴えがありました。(後掲)

次に市芦救援会の滝山事務局長から経過報告があり、この一年間の申立人証言で、公文書公開によって処分の違法・不当性をさらに明らかにしてきたことを報告しました。

また、別件の強配審理が一〇月に結審し、その裁定が本件審理にも大きな影響を及ぼすことの報告とあわせて、この八年間の怒り、

批判精神を訴えられました。(後掲)

その後、川向秀武氏(福岡教育大学教授)から、「さらに被差別の子どもの側に立つて——現代教育事情と市芦解放教育——」と題する記念講演が行なわれました。

戦後の同和教育運動の遺産と教訓の分析を通して、市芦高校における解放教育の位置、特徴が話されました。その要点として被差別の子どもの現実課題へのこだわり、子どもの教育諸条件を高める運動、教育内容・方法への取組みの創造等を取り出されています。

特に、障害児を含めた進学保障、基礎学力と生きる力の結合等を目ざしてきた取組みを挙げられ、とりわけ、被差別の親・子どもと関わりながら、「教師聖職論」を越えて教師の実践を教員組合運動の中に位置付けてきたことを評価されました。

そして、今後の課題として、「等身大の闘い」、「したたかな闘い」、「人間臭い闘い」を「決意主義」を越えて組織することが示されました。

最後に、「こだわり」を大切に日常性を創り出していく必要性に関して、チェコの作家ミラン・クンデラの言葉(「権力に対する人間の闘いとは、忘却に対する記憶の闘いに他ならない」)を引用され、持続は力なりということを訴えられました。

(講演記録は次号以降の通信で掲載予定)

こだわりを総結集した今後の審理展開の重要性を訴えました。そして、来年夏の結審、勝利裁定をかちとる闘いへの更なる支援要請をしました。

続いて、弁護団の村田弁護士から、処分者側証人への反対尋問において、処分根拠を全面的に崩壊させてきた審理報告が行なわれました。そして、申立人証言において、配転の「公務の必要性」もなく、本人特定の合理的理由がないことが明らかになっており、本件人事異動の違法性、裁量権の免脱・濫用が明白であることが報告されました。これらの審理経過から勝利は我々の手にあるとの力強い報告がなされました。(後掲)

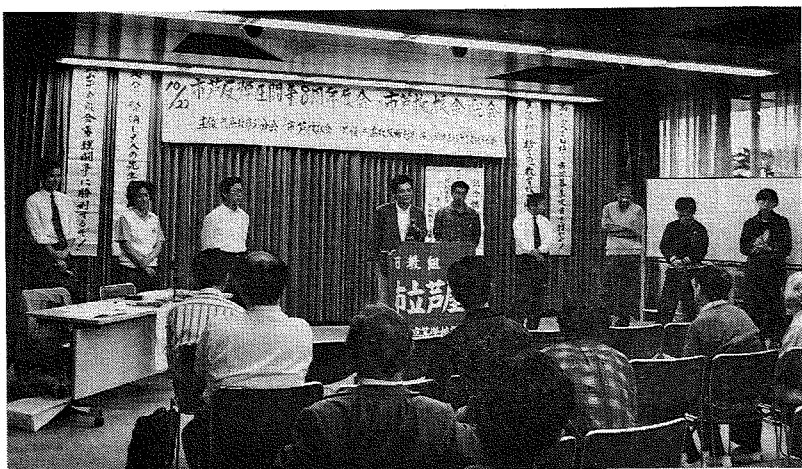
次に、支援・共闘団体からの連帯の挨拶がなされました。

まず、芦屋地労協岩崎副議長から、現在市職員にかけられている人員合理化攻撃の実態が報告され、引き続き市芦闘争支援の闘いをすすめていくとの連帯の挨拶がなされました。

次に、兵教組芦屋支部前川支部長の連帯の挨拶がありました。松本教育長が「教育荒廃の元凶は日教組」「組合をつぶすことが教育正常化」として、芦屋の解放教育を弾圧してきたことが話されました。そして、本年の運動会における「日の丸」掲揚の強行に際し、

講演の後、小川分会長から申立人を代表しての挨拶があり、申立人全員が前に並んで一人一人の現状と思いを述べ、勝利裁定に向けての決意をあらたにしました。

最後に、芦屋市教育行政の荒廃を指弾し、高校全入実現と不当処分撤回を目指す決議文(後掲)を参加者全員の拍手で採択しました。



教育とは何かを問い直す闘い

市芦救援会会長 玉本 格

本日は土曜日のお忙しい時に、こんなにたくさんおいで下さってありがとうございます。この間、先生方が本当に力を合わせて話し合い、ねり合い、討議を重ねてきて、それを通信にまとめて発行するというのは、大変な努力やと思います。

それに、弁護士の方々が一緒になって、逆に言えば、弁護士さんがええ勉強をしようってやないかという気もしますが。ものすごくがんばって下さってる、その姿にいつも頭が下がります。

私も公平審だけは六〇回回った中で、二、三回だけはぬけましたが、ずっと参加させてもらって、それがものすごい勉強になってるんです。それも感謝しております。

送って下さる審理調書をもう一度読み返すと、この時に処分者側の弁護士はなんということ言うんやろと思ってハラがたちます。

最近の弁論の中でハラたつことが二つあります。一つは、労働組合法、私達が対等の立場で主張すべきことを主張して権利を守って

いくという、憲法に保障された人権の保障そのものですが、処分者側はそこにさらわれるのを恐れているんじゃないかと思えます。

完全な組合弾圧を狙っているんじゃないかというところで、そこからはずれた所でしか言うてないという気がしてハラがたつんです。ダラダラとやるあの弁護士の態度は許せない。

もう一つは、教育というものを全然わかっていない。教育というのは一体何なのかという事です。今日も「生徒切り捨ての教育改革を許さないぞ」というスローガンがありますが、そのとおりなんです。

彼等にとっては教育というのは生徒を切り捨てることなんだと考えているんです。

あの弁護士は何を考えてるのか、教育というものをわかっているのかと、そんな気持ちでハラがたっています。

だからこそこの闘いは負けたらアカン、世の中がひっくりかえりつつあるという悲しさ、さびしさというものを最近感じています。

そういう意味でも、この闘争はしんどいけ

処分根拠を全面的に崩す 申立人証言で処分の違法性は明白

弁護士 村田 喬

八年間、先生方も支援の方々もよくやっていただいたと思います。私達も感慨深いものがあります。いよいよ大詰めを迎えつつあるという状況にあります。

公平委員会としては七年間余り、この長期間の公平委員会審理で、一体何が見えてきたのだろうかということですが、現段階で、処分者側証人は二人だけでしたけれども、処分者側主張というのは、ことごとく潰されてきたといつてよいでしょう。

結論的にいうと、市芦から、処分を受け配転された先生方は、松本教育長、市教委にあっては都合の悪い存在であったと、そういう先生方を市芦から排除するためにこういった処分がなされ、異動がなされたということが立証されたのではないかと思います。

市芦で進められてきた、生徒の側に立った教育、差別されてきた生徒達の側に立ち、学力の向上が阻害されてきた生徒達、そういう生徒達こそ大切にしていきたいという教育実践をしてきた先生方が、市教委にとって都

合が悪い、排除されるべき対象であったと、こういうことではなかったでしょうか。

そういうことが、まさにこの審理の中で明らかになってきました。それは、組合弾圧でもあるわけです。

処分者側主張を全面崩壊させる

処分者側の証人は二人いました。自分の主張を裏づけるために証人が当然出てくるわけですが、処分者側はそういった目的を達したかという、そうではない。むしろ、こちら側の主張を裏づけてしまったのではないでしようか。

小林証人に対する三年以上にわたる反対尋問によって、証言の矛盾をついてそのおかしさを指摘し、こちらの主張を逆に裏づけるような証言を引き出してきたのではないかと思います。

これは、弁護士の功績かと言いますと、一部はそうかも知れませんが、むしろ申立人本



れども負けたら絶対にアカンと、そう思います。

今日は、ありがたいことに、川向先生が来て下さっています。今までゆっくりお話をする機会がなかったんですが、現在、福岡教育大学におられますが、かつて埼玉におられた時に、いろんな書物を出されて勉強させてもらいました。

全同教の第二八回大会が神戸市で行なわれた時に、私が神戸市同教の会長になってましたので、その大会の副会長になってまして、その時もものすごくお世話になりました。

そのすばらしい先生に今日は講演をいただくということで、とても感謝しております。皆さん方がこの先生方を励まし、支援して下さっていることに、心からお礼を申し上げます。と思います。



人達の熱意によるものであり、弁護士のほうが逆に教えられてきた、学んできたといえます。

皆さんの熱心な資料収集活動、実にいろいろなところからいろんな資料を手にいれてこられまして、さらに記憶を喚起し非常に細かい準備をされて、打合せのたびに詳しい有効な資料を集めてこられます。

我々が分からない点もありますから、そのつどレクチャーを受けて、その結果によって反対尋問が続いているわけですから、この反対尋問が功を奏したということは、申立人本人、それを支える方々の熱心な努力の賜物であらうと思います。

その熱意を支えるのは怒りでもあるでしょうし、あるいは、市芦で実践してきた教育活動への自信といえますか、現場に復帰したいという熱意、そういったものに支えられてお

ったんではなからうかと思ひます。
そして、こういった不当な処分をした松本
教育長、市教委、権力に対する怒りであつた
らうと思ひます。これは、どうしても持続さ
せねばならないし、まさに勝利に向かつて一
歩一歩近づいていると思ひます。公平委員会
はその名のとおりの公平な判断を下すかぎり、
当然、こちらの勝利ということとは間違ひない
ことだと自負しております。

停職処分

一九八六年九月末、河村・深沢教諭に対す
る処分は、組合支部会議に出席するために火
曜日の午後二時から出席しておつたのが、「
無断職場離脱」として停職処分を受けた事案
です。

これは、慣行を無視し、従来から認められ
てきたものであり、まだ交渉継続中であつた
にもかかわらず、突然これを認めないと言ひ
だして処分をしてきたわけです。

しかも、処分をするために裏づけをとらう
として、校長、市教委職員が尾行までしてい
る事案ですが、それにもかかわらず非常な事
実誤認があります。実際には先生方が行つて
もない日に行つたことになっていて、火曜日
に会議がありますから、その日にいなければ
行つただろうという前提の下に処分していま

す。実は他の要件で、例えば尼崎市に奨学金
の交渉で行つていたとか、事実誤認がありま
す。

あるいは、学校日誌という書面も書証で出
してきたものに誤りがあります。そういった
ことまでやりながら処分をしてきた。では、
その狙いは何かというと、手段を選ばず組合
活動を弾圧し排除したということだと思ひま
す。

年度途中の配転

一九八六年一〇月に鈴木先生が配転されて
います。これも人事慣行を無視して、本人同
意もなく、校長の意見具申もなく、内示もな
く、異例の学期途中の配転をしているわけ
です。また、教育委員会の決議があるところを
その手続きさえしていないということが明か
になってきています。

また、配転の必要性では、高校総体の事務
局に行かせるためだと言つてますが、その必
要性がなかったことも明かになっています。

六人の配転

一九八七年四月の六人の先生方の異動につ
いては、さらに大きな問題があります。指導
主事ではなく指導員として配転しているわけ

ですが、元々指導員とは何かというのは不明
確で、芦屋市には明確な規定がないのです。

処分者側は指導主事と同じと言つていま
すが、違ふのは明白です。これは詭弁でしか
なく、そもそも、指導員という職名がつくら
れた時の説明とも違ひますし、昇進もできな
い職です。不当配転された先生方だけが指導
員のまま留められています。この当事者だけ
しか指導員という方はいなくて、この点でも
指導員ということを利用して排除したとい
うことが明らかです。

この時の人事異動については、異動希望を
とらない、本人の同意もなしにやつたとい
う問題がありますが、特に、教員の身分とい
うのは教育基本法によって非常に尊重されて
います。これは、時の権力者によって左右さ
れてはならないということでしょうし、憲法上
定められた教育権を確保するためにも、教員
の身分というものは充分保障されていなか
ればならないという大きな原則があるわけ
です。にもかかわらず、一方的に本人の同意も
なく飛ばしたということなんです。

教員身分を奪う配転

ところが、処分者側は、指導員というのは
教員の身分を失っていないと言つていますが、
その根拠として「教育職の給料表を適用して

いる」という詭弁を弄しています。

元々、身分というものが確定されて、それ
から初めてどの給料表を適用するのかわか
るのが順序だと思ひますが、まったく逆です。
ということは、それだけ根拠がないとい
うことで、処分者側として、教員身分を失つた
とは言えないので、教育職の給料を払っている
からという詭弁を弄しているわけです。処分
者は非常に苦しい立場にあるかと思ひます。

教員を指導員に配転した法的な性格は何か
と問ひますと、当初「配置がえ」と言つてい
ましたが、途中から「転職」といい直してい
ます。ところが、転職に必要な一定の手続き
も経ていないということで、これまた破綻し
ました。転職であれば、当然本人の同意が必
要であるし、手続きも変わってくるわけ
です。そういうことがまったくなされてい
ないということで、処分者側の主張は破綻して
います。

「過員」の捏造による配転

元々、先生が多すぎるということで、「過
員」だから配転したというわけですが、先生
方を排除するために過員という形をわざわざ
作りだしたことは明らかです。「市議会が定
数条例を改正したから、市教委は知つたこと
ではない」と言ひますが、そうではない

ということが審理の中で明かになってきま
した。定数条例を改正してまで、市芦の定数
だけ変えて過員を作り出し、六人の先生方を
配転したということなのです。

六人を選んだ基準というの合理的な理由
をまったく言えません。そういう風に追ひ込
まれると、処分者側は「人事権は市教委にあ
る」「人事権の行使は自由」「裁量権の範囲」
という言い訳をしています。

裁量権の逸脱

人事権を持つていれば何でも出来るのかと
いうと、決してそういうことではないのです。
適正な人事権の行使というのが行われなけ
ばならないのですが、配転の必要性がなかつ
た、実際に行つてみると何もなかったとか、
処分者側の言っていることが非常におかし
いということが明かになっております。

そういった観点から見ても、この人事異動
は違法なものであると、裁量権の逸脱あるい
は濫用という形で違法性が認められます。

一九八八年度の配転

その翌年、深沢先生が教育研究所に配転さ
れています。その時も指導員としてです。こ
の時は過員ですらない、定数条例上の過員で

すらないのです。

「人事異動の必要性があつた」「人事交流
が少ないから」あるいは「理科の教員が多い」
といひますが、そういう事実はありませ
ん。深沢先生以降、同じような形で人事交流
をした例もまったくないので、理科の先生
もこの年に新しく採用していますから、多
すぎるということはないのです。処分者側
の主張は破綻しているといわざるを得ません。

松本教育改革

「出来の悪い生徒は高校に来なくてよい」
として、定員に満たなくても合格させない
ということがありました。そういった中で行
われた処分です。

それとまったく逆に、そういった生徒達
こそ大切にしなければならぬとして、従来
からの進学保障制度などを守つていくとし
た先生方が切り捨てられてしまったとい
うことだと思ひます。

ところが、この松本教育改革がどうなつた
のかというと、もたらされたのは教育の混乱
と荒廃でした。中途退学者が増加し、大学
進学者が減つていった。大学進学者の
数で判断するのは良くないですが、松本
教育長は大学進学者を増やすような形で
教育を行いたいと言つていたのですが、
逆に進学者が減つてい

ます。こういった教育熱心な先生方を配転したことの帰結ではないかと思ひます。

勝利を目指して

そういった意味においても、断固としてこの公平委員会審理は勝利をおさめねばなりません。

現在、本人尋問が行われていますが、詳細な陳述書を作成し、それに基づいて主尋問をしています。

その準備の中では、実に熾烈な議論が行われていて、最終的に立派な陳述書が出来上がりますが、その間、お互いに議論をしながら、私などはちょっと遠慮するようなぐらゐに厳しい議論をしながらやっています。非常に頭が下がる思いがします。そういった意味でも、弁護士が学ばしていただいている気がします。

今後とも、大いに頑張つて、来年の勝利を目指して努力を続けたいと思います。本人尋問の後、本日の講師の川向先生の証言等を予定しています。

来年の勝利の日まで頑張つていきたいと思ひますので、ご支援よろしく願ひします。

次回審理 二月二十六日(月) 午前10時

教育現場に支援の輪を広げ

現場復帰をかちとろう！

兵高教訓委員長 川上通夫

八年間の長期にわたつて反弾圧闘争を闘つておられます市立芦屋高校の先生方に対しまして、心からの敬意を表して、兵庫高等学校教職員組合(兵高教)の本部執行委員会を代表して連帯のあいさつを申し上げます。

この間、私達の兵高教ができましたのは一九八九年二月一六日で、足かけ五年にわたります。それまでは、市芦の弾圧がおこった時は、兵高教組の西阪神支部の問題でした。

勿論私達は反主流派としていましたが、この問題は、私達が日教組に結集する兵高教として新しく組合を作った時に、私達の問題として市芦の闘いから学んできました。

この間、組合の運動について少し考えてみたんですが、戦前は二つの大きな組合運動の流れがありましたが、戦後、三井三池争議に代表される日本の資本によるきびしい合理化攻撃がある中で、労働組合運動の先輩方が闘ってこられました。一九六〇年代後半から七〇年代にかけて合理化攻撃があった時、県下でも尼崎の合化セキスイや神戸製鋼、西宮の

吉原製油や山村硝子などがきびしい反合理化闘争を闘ってきた。少数派組合に追い込まれながらも闘っていた。

市芦の先生方も、きびしい状況の中で、兵庫の中で当初日教組でない上部団体とのつながりの下できびしい闘いであったと思ひます。しかし、八〇年代、九〇年代にかけての兵庫の教育運動の歴史の中で、市芦が出された『時を刻む』という冊子のように、歴史に残るものだと思います。

しかし、今日、市芦の問題をわかり、自覚している兵庫県下の高校の組合員は、まだ少いといわざるをえません。良心的で解放教育につながってきた人達にまだ限られているといえます。

したがって、私達兵高教の任務としましては、できるだけ多くの教職員集団や教育現場に、市芦の問題、どのようにして九人の先生を現場に戻すのかについて、連帯し支援していくことをわかつてもらふことです。

そのことが本当の意味での「参加・改革・



活動日誌△抜粋▽1994.10.7～11.10

- 11・8 事務局会議。
- 10 法対会議。
- 24 一時金交渉。
- 25 通信No.73発送。
- 30 第六四回市芦公平審(森村先生主尋問・処分者側反対尋問)
- 12・3 現代史を考える集い。

冬季カンパのお願い

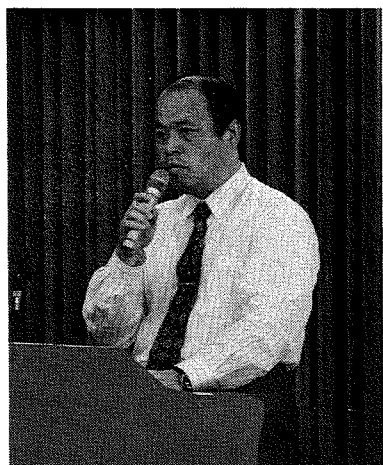
会員の皆様方にはいつも温かいご支援をいただきありがとうございます。

来年夏の結審を前に、審理の争点を整理し、申立人側主張を広く伝えていく活動を準備中です。まだまだきびしい不況の下、冬季カンパのご協力をお願いいたします。あわせて、会費納入につきましてもよろしくお願いいたします。

郵便振替口座 神戸七二一四八八

後記

年の瀬もせまりましたが、一年間のご支援に対しここに厚く御礼申し上げます。申立人主尋問の準備に明けくれた一年でしたが、まさに八年間の闘いの中でこだわり続けてきた事をかけての陳述書作成となりました。しかし、まだこの年末も陳述書作成に夜も眠れずとりくまねばならない申立人の先生方がいます。まちがってもスキーには誘わないで下さい。来年夏には結審を迎えますが、勝利裁定に向けた運動を創造すべく、皆様の智恵と力と金をお寄せ下さい。来年もよろしく願ひします。良いお年をお迎え下さい。



提言」ということだと思ひます。

私たちが組合や地域と連帯した運動をすすめることで、はじめて有利な展開をえられるものと思ひます。

市芦の先生方がどのような生徒を守ってきたのかということ、広く訴えていかねばなりません。

私達はまだまだ組織的には微力ではありますが、市芦の先生方の闘いを学びつつ、公平委員会の勝利裁定をめざし、九人の先生方を最終的には市芦の現場に復帰してもらおうという事を、降ろすことのできない目標として、これからも、力不足ではありますが、兵高教としまして、日教組につながる兵庫の高校の組合運動、労働運動として、これからも市芦の先生方と共にがんばっていききたいと思ひます。

今後ともよろしく願ひします。

恋が芽ばえる闘争に

市芦反弾圧闘争を支援する会 金山 健二

今年はどう話せんでもええと思っただんが、急に電話があつて、話することになりました。

この支援する会といひますのは、市芦救援会のいわば外郭団体のやうなもので、各地から振り込まれてくる会費を集計して、会計報告をしていひます。

先日、広島から半年分の会費が送られてきました。また、夫婦で二年先の会費まで入金された方もおられて、まだまだ先の長い闘争やなあと思つていひます。(笑)

ぼくは教師になつて九年目で、ほぼ市芦弾圧と一緒にいるんですが、この間、何が一番勉強になつてんのかと思つと、公平審に出てヤジをとばすことが勉強になつてんのかと思つていひます。(笑)

ヤジとばしのいい練習なんです。学校の会議では毎月問題があるわけでもなくて、ぼくの出番は何ヶ月かに一回位ですが、その点、市芦の審理は来るたびにヤジをとばせまので、練習になつてます。

ぼくは外野席にいてヤジをとばすんですが、そこで横綱級といひば、夜間高校のKさん・Tさんで、いつも適確なヤジをとばすのでぼくはまだ小結ぐらひです。(笑)

ただ、市芦のXさんは、外野席でなく半分選手みたいなものですから、これがまた人一倍うるさいんですね。(笑)

また、選手席というか、市芦の先生の方からヤジがとばし、ただ、最近はこちらの主審問なのであまりヤジはとばせません。(笑)

ぼくは公平審の記録などを組合支部ニュースにして出していますが、なかなかむつかしくて、ヤジは一生懸命とばせるんですが、帰つてみると中味が何やったのかあまりおぼえてないんですね。だからいつも弁護士さんの集会でのもめ、監督のしめくくりをメモしてニュースに書いていひます。

いつも最後のしめくくりをどうするか考えるんですが、「今年が正念場の年になりますので、多くの動員をよろしく」といつも書いてるんですが、よく考えたら、それは昨年も

集会決議 高校全入の実現をめざし 不当処分撤回、現場復帰をкаちとろう

集会決議

一九八六年九月二九日、芦屋市教育委員会による弾圧が開始され、市芦反弾圧闘争が始まつてからすでに八年が経過した。

そして、公平委員会審理は、この九月二二日の審理で六二回を数えた。

とりわけ、昨年の夏から始まつた私たち申立人側の主審問は、松本教育長の「教育改革」が生徒の教育権の保障を否定する「安上がり」と切り捨てる「差別教育」であることを明らかにしてきた。

すなわち、松本は教育長就任の年に、虚偽の議会答弁をくり返し、加配教員全廃を意味する定数条例改悪の議案を通過させて私たちを強制配転し、市芦入試においては、三三名もの定員内大量不合格者を出すことによって、進学保障制度を実質的につぶした。この結果、芦屋の高校進学率はほぼ一〇〇パーセントに近かつたところから、一挙に九五パーセントにまで切り下げられたのである。

かつて、この五パーセントの子供たちに後期中等教育を保障せよという地域の要求に答

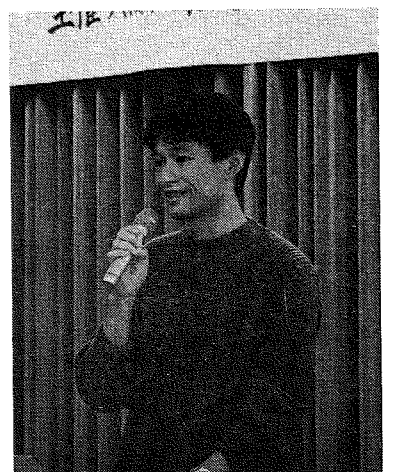
えるため、芦屋市教育行政は、市芦での進学保障制度実施により公教育としての責務を果たさうとしてきたはずであった。

一九七一年より始まる進学保障制度の実施が高校全入をめざしたものであり、市芦が地域に開かれた高校へと再生していった姿が、この一年間の私たちの証言でも明らかにされていた。

しかし、「松本教育改革」は、「勉強の出来ない子は高校に来るな」として、それに抵抗する組合を弾圧し、公教育の責務を放棄し続けている。

「松本教育改革」以来、定員内不合格が続いていひる。かくも無惨に生徒の進路を閉ざしながら、「選択・類型」の設置により、一人一人の進路を大切に」と唱える市教委の姿は教育行政の荒廃以外の何ものでもない。

私たちは、芦屋市教育委員会に対し、教育行政の荒廃を厳しく指摘するとともに、後期中等教育を保障するため、今こそ高校全入を実現することを強く要求する。



書いたし(笑)、今年も一〇月をすぎて、正念場はまた来年ということ、長いなあと思ひます。

私もこの支援する会の会計を四年してきて、これからさき何年つづくかわかりませんが、ヤジとばしができる場所です。ので、がんばつていこうと思ひます。

こういう闘争をしていひると、恋が生まれることがあるといひることを同僚の先生が言つてましたし(笑)、昔は実際にそういうことがあつたそうなんですが(笑)

どうも、この市芦闘争に限つては、そういうことがありそうにないといひるのは(笑)、市芦の先生方を見るとよくわかりますし、ぼくも独身で、ぼくぐらひは恋が芽ばえるよな闘争になつてほしいなあと思つていひるころです。(笑)(拍手)

今後ともよろしく願ひします。

あわせて、不当処分を即時撤回し、九名の学校現場への復帰を断固要求する。

一、公平委員会闘争に勝利するぞ!

二、処分を取り消し、九人の先生を市芦にもどせ!

三、生徒切り捨てる「教育改革」を許さないぞ!

四、高校全入を目指し、市芦募集定員を増やせ!

以上決議する。

一九九四年一〇月二二日

市芦反弾圧闘争八周年集会参加者一同

集会雑感

事務局

玉本会長の「怒り」「こだわり」がそのままだ持ち込まれたのか、交流会も予約をこえる参加で盛況となりました。退席しようとする卒業生をつかまえて、その子供の教育相談をはじめてしまう先生(小川さん)もいました。

集会の翌日、井原さんがわざわざ原稿を持ってこられました。ご高齢で、目もかすんできたと言われていました。戦中の教師生活を反転させ、とりわけ高校全入にかけてこられた「こだわり」が、フェルトペンで大きく書かれた一文字「文字」からにじんできるところです。「生の輝き」と言われた「輝き」をくもらせないようにしたいと思ひます。

私の生涯をやり動かす中学生のことば

芦屋市民 井原 静江

中学生のあの子たちの囁きが、私をやり動かしてしまった。あの言葉をもう一度噛みしめさせて下さい。そのことは、私の残った生をおもつき動かさせて、いきいきと生かしてくれよう。

「ボク、もう公立高校受けるの自信なくなった。もう止めや。こんな問題集なんか買うのもうヤンピー」と言って、買おうと思っ

て手に持っていた入試用の問題集を、書店の山のように積んだ問題集の上に叩きつけた。

「おまえ、そんな事言ったって、公立へ行けへんかったら、私立へ行かんなんぞえ。私立へ行ったら入学金五万円も要るのに、そんな金あるか？」

「オレントコあれへん。あれへん。もうアカン。問題集ナンカ、こんなもん要れへん」と三人とも、買うつもりで持っていた問題集を投げ捨てて、後振り返らず、そそくさと書店を出ていった。

私は同じ書店で、この子たちの投げ捨てるような言葉のやりとりを偶然にも聞いてしま

った。そして店先をサッサと出て行く彼等のあとを道路まで追いかけた。

「あんたら、チョット待ってえ——」
彼らは振り返って足を止めた。

「あんたら、ゴメン、ゴメン。おぼちゃん悪かった。ゆるしてえ——」

狂ったような恰好をして詫げるおぼちゃんの声を、ジーンと聞いてくれている。

「戦争が終って、男が戦地から帰って、多勢の子供が生まれた時から、大きくなれば高校が足りなくなるのが分かっていたのに。大人はその用意をしなかったのだ。」

今、公立高校が足りなくて、あなたたちが高校へ行って、もっと勉強したくとも、お金がなければ高校へ行くのをあきらめなければならぬのよネ。役所が気が付かなければ、おぼちゃんらもっと早くに市役所へ、高校建てて欲しいと言っ

て行けばよかったんだ。ゴメン、ゴメン。おぼちゃんら大人が悪かった。おぼちゃんの出来ること、これから何か探してするから」

彼らはニコツと笑って、サヨナラを言ってくれた。

それから「市立高校の設立を願う母の会」という名のもとに、ただの母親が結集して、市に要求し、それも一つの力となって現在の市立高校が設立された。

私は今、市立高校の教員の強制配転で、教育という尊厳な仕事を奪われた九人の教師の方々の支援の会の第八回総会の場に参加している。そして、学びたい子は誰でも高校教育を受けられるように高校全入を願ったあの頃の気持にかえっている。

こんな大人の願いが、市立芦屋高校設立以来、今日のこの日にも引き継がれていることに気が付き、私は涙を滲ませている。

私は「どの子にも高校教育を」という、創立以来持ち続けられた今日のスローガンを見ながら、そのかげに、強制配転で子どもたちと引き離された教師の方々の苦しみを、私も噛みしめている。

そして、その中に、先生方が子どもたちを愛する人間の生の輝きにも打たれている。

子どもたちに与えられている教育権の健在を今祈りつつ、私に出来ることは何かと、再び自分に問うている。

三〇何年前の、中学生のあの言葉が、今日、私をここに坐らせていることを思うと、八一才のバアチャンは感激の他ありません。